

令和5年11月7日（火）関市農業委員会総会

場所：関市役所 6階大会議室

令和5年11月7日（火曜日）午前9時30分 開会

農業委員会総会

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更に対する意見について
- (5) 議案第5号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (6) 報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

○出席委員（17名）

1番 安田 美雄 君	2番 河村 清孝 君	4番 吉田 忠男 君
5番 和田 ひとみ 君	6番 鵜飼 秀樹 君	7番 林 百恵 君
8番 後藤 信一 君	9番 尾口 文良 君	10番 松永 佳己君
11番 足立 宜穂 君	12番 後藤 一夫 君	13番 亀山 良平 君
14番 森 種生 君	15番 池田 政吉 君	16番 長尾 始 君
17番 山田 達史 君	18番 日置 香 君	

○欠席委員（2名）

3番 丹羽 英治 君	19番 田下 喜代 君
------------	-------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長 山岡 透 君
農業委員会事務局課長補佐 山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査 武藤 好人 君
農業委員会事務局主事 波多野 恵 君
農林課主幹 渡邊 昌彦 君
農林課課長補佐 加藤 大吾 君

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。

本日、丹羽会長が欠席となりますので、職務代理の山田委員よりご挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田 達史 君）

（ 職務代理あいさつ ）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

総会を始めるにあたり、皆様に報告事項がございます。

令和4年度の関農業振興地域整備計画の告示につきまして、変更計画の一部に対して異議申出があったため、令和4年度に農振除外の申請があった全部について、農地転用申請の受付保留が続いている状況にあります。

今回、委員の皆様には資料確認、現地確認をしていただきました一部案件について、今総会で、ご審議いただく予定でしたが、農振除外手続きが保留中のため、議案にあげられなくなりました。

皆様には大変、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

19番 田下委員と丹羽会長の2名です。

会長欠席の為、関市農業委員会総会会議規則 第6条の規定により、職務代理の山田委員が議長として、議事を進行していただくこととなります。

それでは、議案の審議をお願いします。

○職務代理（山田 達史 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員の出席をいただいております。総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

9番 尾口委員、10番 松永委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めるといふものです。

1 番の案件

議案は1ページ、位置図は1ページになります。

申請地は、宮前大橋から南に200mに位置する

農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 61㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるといふもの。

譲受人は、自宅近隣で営農したいといふものでございます。

営農計画書が提出されており、野菜、みかんの収穫をしたいといふ内容になっています。

2 番の案件

位置図は2ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから北に150mに位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 1,030㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、体調が優れなく農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるといふもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいといふものでございます。

営農計画書が提出されており、販売用の野菜を栽培したいといふ内容になっています。

3 番の案件

位置図は3ページになります。

申請地は、船山集会場から南に500mから700mに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 畑 2筆 266㎡。

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 3筆 828㎡。

合計 5筆 1094㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を相続したが、営農出来ないため、譲受人の叔父に贈与したいといふもの。

譲受人は、農業経営の拡大をしたいというものでございます。

4 番の案件

議案は 2 ページ、位置図は 4 ページになります。

申請地は、円空記念館から南に 100 m から 300 m に位置する
農振農用地区域内の登記地目 田 現況地目 畑 3 筆 1,565 m²。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人の住民票は、名古屋市にありますが、平成 22 年に洞戸高賀に住居を購入して以来、洞戸に居住しており、この度、新たに農地を取得し営農したいというものでございます。

営農計画書が提出されており、芋や野菜などを栽培したいという内容になっています。

以上、4 件について、ご審議お願いします。

○職務代理（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。地域順に私の方から、ご指名させていただきますので、お願いします。

また、質疑につきましては、補足説明の後に、全体の方でお願いいたします。

1 番と 2 番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13 番（亀山 良平 君）

特にございませぬ。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございました。3 番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16 番（長尾 始 君）

特にございませぬ。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございました。4 番の案件につきまして、私の担当地区になります。

事務局の説明からもありましたが、譲受人の住所は名古屋市になっておりますが、1 年ほど前から、生活の拠点は洞戸になっておりますので、問題ないと思っております。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませぬか。安田委員、どうぞ。

○1 番（安田 美雄 君）

3 番の案件ですが、営農計画書となっておりますが、私共には営農計画書が配布されておられません、なぜでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

3 番の案件については、譲受人は既に 13, 000 m²ほど農地を所有してみえますので、営農計画書は不要と考えております。

○職務代理（山田 達史 君）

そのほかにはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第 1 号について、番号ごとに採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 1 番は、許可することに決しました。

2 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 2 番は、許可することに決しました。

3 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 3 番は、許可することに決しました。

4 番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 1 号 4 番は、許可することに決しました。

続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は3ページ、位置図は5ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から北に100mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 1,436㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、共同住宅（1棟8戸）でございませう。

申請人は、高齢になり耕作が難しくなってきたため、アパートを建築して家賃収入を得たいというものでございませう。

10月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認してございませう。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要になります。

2 番の案件

位置図は6ページになります。

申請地は、国道248号線倉知西交差点から南に200mに位置する

登記・現況地目 田 1095㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、貸資材置場・貸駐車場でございませう。

申請人は、不動産業を営んでおり、貸資材置場、貸駐車場としての利便性を向上させるため、用地を拡張したいというものでございませう。

10月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認してございませう。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要になります。また、5条6番、事業計画変更1番2番と同時申請になります。

3 番の案件

位置図は7ページになります。

申請地は、市立南ヶ丘保育園から南に100mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 117㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（車庫・庭）でございます。

申請人は、隣接地に居住しており、住宅用車庫用地として利用したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、住宅用車庫用地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、3件について ご審議をお願いします。

○職務代理（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特にございません。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございました。

2番と3番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

特にございません。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（な し）

質疑もないようですので、これより議案第2号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第2号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 2 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について農地法第 5 条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めるというものです。

1 番の案件

議案は 4 ページ、位置図は 8 ページになります。

申請地は、市立富岡小学校から西に 100 m に位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 2 筆 465 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（1 区画）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

譲受人は、宅地分譲地としたいというものでございます。

関市平賀第一土地区画整理事業区域内にあり、宅地による換地を受けた土地のため、現況宅地となっています。現在、仮換地になるため、所有権移転においても、農地法の手続きが必要になるというものになります。

申請地は、第 3 種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

2 番の案件

位置図は 9 ページになります。

申請地は、肥田瀬グラウンドから西に300mに位置する

登記・現況地目 田 7筆 12,858㎡。

農地の区分は、関農業振興地域整備計画区域内の農地のため、農振農用地となります。

転用の目的は、砂利採取（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、建設業を営んでおり、申請地を賃借し、砂利などを採取したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

3番の案件

議案は7ページ、位置図は10ページになります。

申請地は、県立関高等学校から西に400mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 40㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在の宅地の間口が狭いため、住宅敷地として利用したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

4番の案件

位置図は11ページになります。

申請地は、県立関高等学校から東に500mに位置する

登記・現況地目 畑 229㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自己用住宅を建築したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

5番の案件

議案は8ページ、位置図は12ページになります。

申請地は、国道248号線倉知西交差点から南に200mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 1,387㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は 貸資材置場・貸駐車場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地を貸資材置場・貸駐車場にしたいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

また、4条2番、事業計画変更1番2番と同時申請になります。

6番の案件

位置図は13ページになります。

申請地は、市立南ヶ丘保育園から南に100mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 269㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用貸人の要望に応えるというもの。

使用借人は、現在、賃貸住宅に住んでいるが、手狭になってきたため、一戸建て住宅を建築したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

7番の案件

議案は9ページ、位置図は14ページになります。

申請地は、小屋名公民センターから西に100m に位置する

登記・現況地目 畑 2,224㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は 耕土置場（一時転用）でございます。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、小屋名地区内での土地造成時に出る耕作土の、一時的な保管場所として、本申請地を利用したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

8番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、国道248号線山田東交差点から東に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 372㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。

転用の目的は、紙函製造業倉庫でございます。

譲渡人は、営農が困難になったため、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、隣地で紙函製造業を営んでいるが、工場敷地内の倉庫が手狭になったため、倉庫敷地として利用したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第1種農地であるため、原則として許可はできませんが、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

9番の案件

位置図は、16ページになります。

申請地は、関市武儀事務所から南西に300mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 990㎡。

農地の区分は、武儀事務所から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、本申請地で太陽光発電施設を設置したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

本申請地は、8月総会でご審議いただいたものですが、申請者が許可日前に亡くなられた為、再度、相続人により同じ転用目的で申請されたものになります。

10番の案件

議案は10ページ、位置図は17ページになります。

申請地は、川合公民館から東に50mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 109㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、住宅用建具製造販売業資材置場でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、隣地で木工業を営んでおり、現在の事業地が手狭になったため、申請地を資材置場として利用したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

11番の案件

位置図は18ページになります。

申請地は、国道418号線高野交差点から西に200mに位置する

登記・現況地目 畑 219㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地付近に居住しており、駐車場が不足している為、自家用駐車場用地として利用したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

12番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は、小知野公民館から西に200mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 14.27㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、申請地を住宅用敷地として利用したいというものでございます。

10月12日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、始末書が添付されてい

ます。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、12件について、ご審議をお願いします。

○職務代理（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。

続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。

1番と2番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○1番（安田 美雄 君）

特にございませぬ。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございます。3番と4番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○4番（吉田 忠男 君）

特にございませぬ。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございます。

5番と6番の案件につきまして、後藤 信一委員、ございますか。

○8番（後藤 信一 君）

特にございませぬ。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございます。7番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○13番（亀山 良平 君）

特にございませぬ。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございます。8番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○14番（森 種生 君）

特にございません。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございました。9番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○15番（池田 政吉 君）

再度確認に行ってきましたが、8月と状態は変わっていませんでしたので、問題ないかと思
います。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございました。10番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○16番（長尾 始 君）

特にございません。

○職務代理（山田 達史 君）

ありがとうございました。11番、12番の案件につきまして、本日欠席されました、田下
委員さんから、特に意見は無いということを伺っております。

これより質疑を行います。

質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより議案第3号について、番号ごとに採決いたします。

1番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、

賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号1番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、

賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第3号2番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

5 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 5 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

6 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 6 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

7 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 7 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

8 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 8 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

9 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 3 号 9 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

10 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 10 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

11 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 11 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

12 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 3 号 12 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第 4 号 事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

1 番の案件

議案は 11 ページ、位置図は 20 ページになります。

申請地は、国道 248 号線倉知西交差点から南に 200 m に位置する

登記・現況地目 田 1,095 m²。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第 3 種農地と考えます。

変更内容は、当初、貸駐車場、貸資材置場として計画していた申請地では、不足している為、拡張の変更をするものです。

また、4条2番、5条6番、事業計画変更2番と同時申請になります。

2番の案件

位置図は21ページになります。

申請地は、国道248号線倉知西交差点から南に200mに位置する

登記・現況地目 田 30㎡。

農地の区分は、用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

変更内容は、当初、貸駐車場、貸資材置場として計画していた申請地では、不足している為、拡張の変更をするものです。

また、4条2番、5条6番、事業計画変更1番と同時申請になります。

3番の案件

議案は12ページ、位置図は22ページになります。

申請地は、国道248号線山田東交差点から東に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 327㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。許可の条件は、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

変更内容は、当初、建売分譲住宅として許可を受けていましたが、事業が中止されていたところ、隣接する工場の倉庫敷地として利用したいというものです。

5条12番、事業計画変更4番と同時申請になります。

4番の案件

位置図は23ページになります。

申請地は、国道248号線山田東交差点から東に300mに位置する

登記地目 雑種地 現況地目 宅地 124㎡。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と考えます。許可の条件は、既存施設の1/2以内の拡張であり、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

変更内容は、当初、建売分譲住宅として許可を受けていましたが、事業が中止されていたところ、隣接する工場の倉庫敷地として利用したいというものです。

5条12番、事業計画変更3番と同時申請になります。

以上、4件について、ご審議をお願いします。

○職務代理（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もありませんので、採決に移ります。

1 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第 4 号 1 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

2 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 2 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

3 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 3 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

4 番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第 4 号 4 番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

○職務代理（山田 達史 君）

議案第 5 号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

富野地区、整理番号 A 1 - 1 の除外申請になります。

地区別各筆調書は 3 ページ、位置図は 8 ページになります。

関市小野構造改善センターから南に 2 0 0 m の農地 1 6 5 m²になります。

農地の区分は、概ね 1 0 h a 以上の一団の農地であるため、第 1 種農地と考えます。

目的は、農家住宅になります。

農地法の許可基準について、第 1 種農地であるため、原則不許可ですが、既存施設の 1 / 2 以

内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

規模、夫婦が住む1LDKの住宅64㎡、2台分の駐車場27㎡、庭74㎡が必要としており、やむを得ない。

緊急性、農家住宅として、息子夫婦が戻ってきて手狭になるため、住居を必要としている。代替地、定住のための住宅であるので、転用事業者の農機具置場から500m以内で代替地を検討するが、農地の過大で、他に事業ができる場所もなかった。

分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

整理番号A1-2の除外申請になります。

地区別各筆調書は3ページ、位置図は10ページになります。

志津野転作促進技術研修センターから北に400mの農地 20, 325㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、農業体験型キャンプ場になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、地域の農業振興に資する農業体験都市交流施設として、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

規模、転用事業者は各務原市にも農業体験型キャンプ場を持っており、広大な敷地や多くの人が施設を使用し、耕作放棄地を活用するため、やむを得ない。

緊急性、各務原市で事業を行っているが、手狭であり、事業拡大をしたいためやむを得ない。代替地、周辺の土地を活用できる代替地を検討したが、農業に適した土壌や周囲に森林が豊富にあることを考えると、他に事業をできる場所はなかった。

民家から離れた農地で分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

田原地区、整理番号A3-1の除外申請でございますが、現在、県と協議をしておりますので、12月の総会に再度かけたいと考えておりますので、省略させていただきます。

田原地区、整理番号A3-2の除外申請になります。

地区別各筆調書は12ページ、位置図は15ページになります。

東田原公民館から北に200mの農地 30.00㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、農家住宅になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、既存施設の1/2以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

緊急性、独立に伴い住宅を必要としているため。

規模、農家住宅の他200㎡、駐車場スペース4台程度、農機具置場100㎡、庭スペース200㎡程度必要。

代替性、農業に従事するため、農地の近隣である必要があり、自己所有地に近い土地を検討した結果、他にできる場所はなかった。

角地の農地で分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

田原地区、整理番号A3-3の除外申請になります。

地区別各筆調書は12ページ、位置図は17ページになります。

田原小学校から北に300mの農地 191.00㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、農家住宅敷地への進入路になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、既存施設の1/2以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

規模、進入路幅員4.3m~5.0m、長さ30m~40m程度必要であるため。

代替性、目的が農家住宅敷地（相続土地）への進入路であるため、既存宅地に隣接している必要があり、他に事業をできる場所はなかった。

進入路ができて分断の恐れがなく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

田原地区、整理番号A 3 - 4の除外申請になります。

地区別各筆調書は12ページ、位置図は19ページになります。

下迫間公民館から北に200mの農地 2.46㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、宅地進入路になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

具体的な転用計画

農地法、宅住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準、2種農地 他ではできない事業は許可される。

規模、一辺2.2m～2.6m程度の隅切りが必要であるため。

代替性、目的が農家住宅敷地（相続土地）への進入路であるため、既存宅地に隣接している必要があり、他に事業をできる場所はなかった。

進入路ができて分断の恐れがなく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

以上、5件について、ご審議お願いいたします。

職務代理（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、議案第5号 A地区の除外5件について、順に採決いたします。

A-1-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 A-1-1は「意見無し」と回答することに決しました。

A-1-2について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 A-1-2は「意見無し」と回答することに決しました。

A-3-2について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 A-3-2は「意見無し」と回答することに決しました。

A-3-3について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 A-3-3は「意見無し」と回答することに決しました。

A-3-4について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 A-3-4は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

関地区、整理番号B1-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は22ページ、位置図は24ページになります。

赤尾公民館から東に400mの農地 1,315㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、建築条件付き宅地分譲になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：宅住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地
転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される。

緊急性、この地域に住みたい要望が多いため、やむを得ない。

規模、分譲住宅4軒分。転用事業者が入居する家族構成を考えて、分譲住宅1棟約55㎡、駐車スペース2～3台分30㎡～45㎡、庭が必要である。

代替性、地域周辺にスーパーマーケット、医療機関、高速道路などに比較的近い場所にあり、近隣に騒音施設がないことも希望しており、他にできる場所はなかった。

農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

関地区、整理番号B1-2の除外申請になります。

地区別各筆調書は22ページ、位置図は24ページになります。

248号バイパス稲口インターから西に300mの農地 4,981㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、建設業工場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される

緊急性、転用事業者は現在建設業を営んでいるが、業務拡張のため、建設工場の建築を計画し、やむを得ない。

規模、転用事業者は社寺専門の建築業を営んでおり、一般的な木造建築の製造工場よりもサイズが大きな機械で製造するため、申請面積が必要となる。

代替性、転用事業者の本社周辺300㎡圏内であり大型車両が入りやすく住宅街周辺でないことを希望しており、他に事業をできる場所はなかった。

農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

関地区、整理番号B1-3の除外申請になります。

地区別各筆調書は23ページ、位置図は27ページになります。

円保公園から北に200mの農地 2,913㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、建築条件付き宅地分譲になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：施工区域内の農地10ha以上の農地集団 1種農地

転用基準：1種農地の許可基準「集落に接続して設置される近隣に居住するものの生活等に必要な施設」に相当するため許可されうる

緊急性、この地域に住みたい要望が年間10～15件ほどの問い合わせがあり、やむを得ない。

規模、転用事業者が入居する家族構成を考えて、分譲住宅1棟約55㎡、駐車スペース3台分：45㎡、庭約100㎡が必要である。

代替地、地域周辺に商業施設、医療機関、教育機関などに比較的近い場所を希望しており、代替地を検討したが、農地面積の過小や他の事業や土地所有者が耕作を希望するなど理解を得られず、他に事業をできる場所はなかった。

道路から端の農地で分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

小瀬地区、整理番号B4-3の除外申請でございますが、現在、県と協議をしておりますので、12月の総会に再度かけたいと考えておりますので、省略させていただきます。

小瀬地区、整理番号B4-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は31ページ、位置図は34ページになります。

瀬尻保育園から東に300mの農地 1,071㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、分譲住宅になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

6号要件 土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。
曾代用水受益地 R7まで改修工事 8年以上経過していないため。

6号要件が規定を満たしていないため、除外の見込みがないと思われれます。

小瀬地区、整理番号B4-2の除外申請になります。

地区別各筆調書は31ページ、位置図は34ページになります。

瀬尻保育園から西に200mの農地 699㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、建設業資材置場、駐車場になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であり、転用目的が資材置き場であるため、農地転用の許可の見込みがないと考えます。

6号要件 土地基盤整備事業が完了した年度の翌年度から起算して8年が経過していること。
曾代用水受益地 R7まで改修工事 8年以上経過していないため。

3号要件及び6号要件が規定を満たしていないため、除外の見込みがないと思われます。

以上、5件について、ご審議お願いいたします。

職務代理（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号B地区の除外5件について、順に採決いたします。

B-1-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 B-1-1は「意見無し」と回答することに決しました。

B-1-2について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 B-1-2は「意見無し」と回答することに決しました。

B-1-3について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 B-1-3は「意見無し」と回答することに決しました。

B-4-1について、「除外見込み無し」と説明がありました。その内容について「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第5号 B-4-1 は「意見無し」と回答することに決しました。

B-4-2について、「除外見込み無し」と説明がありました。その内容について「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

賛成多数と認めます。

よって、議案第5号 B-4-2は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

小金田地区、整理番号C1-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は38ページ、位置図は39ページになります。

西部支所から南に500mの農地 476㎡になります。

農地の区分は、西部支所から500m以内にある農地であるため、第2種農地と考えます。

目的は、一般個人住宅になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：宅住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される

緊急性、転用事業者は現在、実家暮らしであり、手狭になったため、一般個人住宅の建築を検討した。

規模、一般個人住宅の宅地と共に購入した駐車場・庭用の土地が農地だった。

代替性、隣接して住宅は建っており、静穏・安全であり環境が良い場所であるため、他にできる場所はなかった。

角地の農地で分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に

問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

小金田地区、整理番号C1-2の除外申請になります。

地区別各筆調書は38ページ、位置図は39ページになります。

下白金公民センターから南に200mの農地 526㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、建築条件付き宅地分譲になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地。

1種農地の許可基準：「集落に接続して設置される近隣に居住するものの生活等に必要な施設」に相当するため許可されうる。

緊急性、この土地の利用がないため、固定資産税だけを支払う状況を打破したい。

規模、住宅用地としての十分な広さを確保するため。

代替性、隣接して住宅は建っており、住宅として環境が良い場所であるため、他にできる場所はなかった。

分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

小金田地区、整理番号C1-3の除外申請になります。

地区別各筆調書は38ページ、位置図は42ページになります。

虹ヶ丘幼稚園から東に300mの農地 1,411㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、金属加工業工場 資材置場、駐車場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法：農地区分 住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される。

緊急性、転用事業者の業務拡張のため、やむを得ない。

規模、業務拡張のため、およそ1,500㎡の申請面積が必要となる。

代替性、転用事業者の本社周辺100m圏内であり、大型車両が入りやすく住宅街周辺でないことを希望しており、他に事業をできる場所はなかった。

分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

千足地区、整理番号C3-1の除外申請でございますが、現在、県と協議をしておりますので、12月の総会に再度かけたいと考えておりますので、省略させていただきます。

西地区、整理番号C4-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は49ページ、位置図は50ページになります。

広見下水処理場から北に300mの農地 247㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、農家住宅になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

規模、一般的な住宅で不自然な点もなくやむを得ない。

緊急性、現在の住居は老朽化しており、以前から建替えをしたかった。しかし親が高齢になり、今の住まいを離れたくないというので、なるべく現住居に近く、親の面倒を見るのに都合の良い場所に、農家住宅を建てたい。

代替地、今後農業を継ぐ後継者となることを考えており、本家近隣の範囲で代替地を検討したが、他の事業等の目的や農地過小などで他に土地はなかった。

水路端の農地で分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

西地区、整理番号C4-2の除外申請になります。

地区別各筆調書は49ページ、位置図は50ページになります。

広見下水処理場から北東に400mの農地 500㎡になります。

農地の区分は、概ね10ha以上の一団の農地であるため、第1種農地と考えます。

目的は、一般個人住宅になります。

農地法の許可基準について、第1種農地であるため、原則不許可ですが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たし、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

規模、一般的な住宅で不自然な点もなくやむを得ない。

緊急性、賃貸住宅に居住しており住宅が必要であって、やむを得ない。

代替地、後継者は、申請者の居住地から徒歩1分圏内（80m圏内）にあることなどで代替地を検討したが、他の事業等の目的や農地過小などで他に土地はなかった。

周辺に居住地があり分断の影響はなく、農地台帳では、武芸川農産との利用権が令和8年2月まで設定しており、事前に集積に支障をきたすかの確認をした結果、影響なしで回答を得ているため要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

西地区、整理番号C4-3の除外申請になります。

地区別各筆調書は49ページ、位置図は54ページになります。

関広見インターチェンジ料金所から西に300mの農地 436㎡になります。

農地の区分は、東海環状自動車道 関広見インターチェンジ料金所から300m以内にある農地であるため、第3種農地と考えます。

目的は、一般個人住宅になります。

農地法の許可基準について、第3種農地であるため、原則許可であり、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

規模、一般的な住宅の基準の500㎡以下で不自然な点もなくやむを得ない。

緊急性、転用事業者は、2階に住む長男家族と同居を続けていますが、間取りが2世帯使用でないので、同居生活に困惑しています。近隣の場所に別宅が必要でありやむを得ない。

代替地、親が住んでいる実家の後継者として、将来は生活を支えることや関広見インターから近いところである近隣で代替地を検討したが、他の事業等の目的や農地過小大などで他に土地はなかった。

角地の農地で分断の影響はなく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

以上、7件について、ご審議お願いいたします。

○職務代理（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、順に採決いたします。

C-1-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 C-1-1は「意見無し」と回答することに決しました。

C-1-2について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 C-1-2は「意見無し」と回答することに決しました。

C-1-3について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 C-1-3は「意見無し」と回答することに決しました。

C-4-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 C-4-1は「意見無し」と回答することに決しました。

C-4-2について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 C-4-2は「意見無し」と回答することに決しました。

C-4-3について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 C-4-3は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

洞戸地区、整理番号D-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は56ページ、位置図は57ページになります。

板取川中学校から北西に900mの農地 2,110㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、工場従業員駐車場及び10tトラック待機場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される

緊急性、農地転用後直ちに駐車場の造成にかかる必要性があると認められます。

代替性、既存の駐車場で頻発する接触事故の防止のため、既存駐車場の制限台数を減らさなければならず、合せて、経営拡大に伴う新規雇用従業員の駐車場不足を解消するため、新たに駐車場を確保する必要があります。さらに、長距離トラック運転者の負担軽減のために大型トラックの待機場を会社敷地内に確保する必要があると考えられます

農地集団の末端部で分断の影響はなく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武芸川地区、整理番号F-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は60ページ、位置図は62ページになります。

武芸小学校から北西に500mの農地 2,698㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、駐車場及び貸駐車場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農

用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される。

緊急性、転用事業者は仕事量が増えてきたため、新社屋及び新工場を建設するのに伴い従業員が増え、既存駐車場だけでは手狭になることから、本申請地を自社駐車場及び関連会社である東海理研株式会社への貸駐車場として利用するため申請した。

代替性、住宅密集地であると、通勤ラッシュ時の混雑で住民とのトラブルを避けるように検討した結果、他にできる場所はなかった。

分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武芸川地区、整理番号F-2の除外申請になります。

地区別各筆調書は60ページ、位置図は62ページになります。

武芸小学校から西に500mの農地 2,974㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、事務所およびショールーム敷地になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地。

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される。

緊急性、転用事業者は仕事量が増え取引先も増えてきたため現在の本社機能形態では不十分になってきたことから、新たに社屋及びショールームを建築したく申請した。

規模、社屋及びショールームとして約1,100㎡の建物、駐車場、調整池等として利用するスペースが必要である。

代替性、今後も安定的な事業運用・事業展開をしていくためにも関連会社である東海研株式会社と緊密に連携していくため、周辺の土地を検討した結果、他にできる場所はなかった。

分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武芸川地区、整理番号F-3の除外申請になります。

地区別各筆調書は60ページ、位置図は65ページになります。

武芸川中学校から西に1kmの農地 496㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、駐車場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される

緊急性、会社の駐車場が不足しているため、やむを得ない。

規模、普通乗用車14台分442㎡程度必要であるため。

代替性、従業員の駐車場として利用するため、就労場所の近郊である必要があり、他に事業ができる場所はなかった。

分断の影響は少なく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

武儀地区、整理番号G-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は68ページ、位置図は69ページになります。

武儀事務所から南西に400mの農地 989㎡になります。

農地の区分は、武儀事務所から500m以内にある農地であるため、第2種農地と考えます。

目的は、駐車場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される

緊急性、申請人は会社を経営しており、従業員用駐車場が手狭になり、駐車場が必要になったため。

代替性、会社の近隣300m以内の場所に駐車場が必要であり、従業員用駐車場5台以上、トラック2台以上が駐車できるスペースを確保できる場所を検討した結果、他の場所がないため。

分断の影響はなく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

上之保地区、整理番号H-1の除外申請になります。

地区別各筆調書は72ページ、位置図は74ページになります。

上之保浄化センターから北に300mの農地 904㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、貸駐車場になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される

緊急性、現在ある駐車場は、工場増設計画があるため、その代替地として駐車場が必要となる。

代替性、申請地から100m以内であり、他の事業実施地でないところを検討した結果、他の場所がないため。

分断の影響はなく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

上之保地区、整理番号H-2の除外申請になります。

地区別各筆調書は72ページ、位置図は76ページになります。

阿木集会場から南西に200mの農地 813㎡になります。

農地の区分は、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

目的は、植林になります。

農地法の許可基準について、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用許可の見込みがあるものと考えます。

1号要件 変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地以外に代替する土地がないこと。

農地法 農地区分：住宅が連坦した区域に近接した10ha未満の農地集団 2種農地

転用基準：2種農地 他ではできない事業は許可される。

緊急性、山間の農地のため雑木等が繁殖し耕作が困難であることから、植林し山林として利用する。

代替性、自宅から近隣であり植林として管理するため、他の事業実施地でないところを検討した結果、他の場所がないため。

分断の影響はなく、農業の担い手の集積地ではないため、要件を満たし、特に問題はなく除外しても差し支えないと事務局では考えます。

以上、7件について、ご審議お願いいたします。

○職務代理（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、順に採決いたします。

D-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 D-1は「意見無し」と回答することに決しました。

F-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 F-1は「意見無し」と回答することに決しました。

F-2について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 F-2は「意見無し」と回答することに決しました。

F-3について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致（賛成多数）と認めます。

よって、議案第5号 F-3は「意見無し」と回答することに決しました。

G-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 G-1は「意見無し」と回答することに決しました。

H-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 H-1は「意見無し」と回答することに決しました。

H-2について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 H-2は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、事務局の説明を求めます。

○農林課課長補佐（加藤 大吾 君）

富野地区、整理番号A1-1の編入になります。

地区別各筆調書は79ページ、位置図は82ページになります。

関市神野地区の農地 12筆 7,350.34㎡です。

美濃関地区神野団地圃場整備事業実施の為、編入したいというものになります。

田原地区、整理番号A3-1の編入でございますが、現在、県と協議をしておりますので、

12月の総会に再度かけたいと考えておりますので、省略させていただきます。

小金田地区、整理番号C1-1の編入になります。

地区別各筆調書は87ページ、位置図は106ページになります。

白金地区の農地 92筆 28,528.65㎡です。

白金地区圃場整備事業実施の為、編入したいというものになります。

洞戸地区、整理番号D-1の編入になります。

地区別各筆調書は108ページ、位置図は109ページになります。

洞戸市場地区の農地 2筆 205.00㎡です。

除外後、事業が中止になった為、編入したいというものになります。

以上、3件について、ご審議お願いいたします。

職務代理（山田 達史 君）

事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、議案第5号の編入3件について、順に採決いたします。

編入A-1-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 編入A-1-1は「意見無し」と回答することに決しました。

編入C-1-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 C-1-1は「意見無し」と回答することに決しました。

D-1について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。

異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。

よって、議案第5号 D-1は「意見無し」と回答することに決しました。

続きまして、報告第1号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

報告1号 非農地判断された農地の報告について

議案は14ページになります。

農地に雑木等が生え、山林化された土地において、農地台帳から削除するというものでございます。

現地確認したところ、対象地の周囲は山林で、対象地も山林化しており、農地復元が非常に困難であるため、非農地として判断したものです。

地区は、上之保地区 4筆です。

以上、報告させていただきます。

○職務代理（山田 達史 君）

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

次回の農業委員会総会は、令和5年12月7日（木）午前9時30分より
関市役所 6階 6-2会議室を予定しております。

また、総会終了後に大会議室で合同会議を予定しておりますので、
よろしく願いいたします。

職務代理（山田 達史 君）

（ 挨拶 ）

午前11時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

職務代理

_____ (印)

9 番

_____ (印)

10 番

_____ (印)